

令和2年第1回 国東市議会定例会 追加提出議案

報告 第2号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）	P 1
報告 第3号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）	P 3

報告 2件

計 2件

報告第 2 号

専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）

工事請負契約の変更をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 4 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 2 年 3 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

次のように工事請負契約の一部を変更することについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成20年国東市条例第22号）第4号の規定に基づき下記のとおり専決処分する。

令和2年2月20日

国東市長 三河 明 史

記

1. 工 事 名 平成30年度（H31）安岐中央公民館ホール建設工事（建築主体工事）
2. 契約締結年月日 平成31年3月28日
3. 契約の相手方
 受 注 者 国東市国東町鶴川1356番地
 株式会社 三浦建設
 代表取締役 佐藤 宗 朝
4. 契約変更事項 契約金額「382,320,000円」を
 「387,837,600円」とする。

報告第 3 号

専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）

工事請負契約の変更をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 4 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 2 年 3 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

次のように工事請負契約の一部を変更することについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成20年国東市条例第22号）第4号の規定に基づき下記のとおり専決処分する。

令和2年3月2日

国東市長 三河 明史

記

1. 工 事 名 平成31年度国東市義務教育学校屋外水泳プール改築工事
2. 契約締結年月日 令和元年7月24日
3. 契約の相手方
 受 注 者 豊後高田市香々地4089番地
 株式会社 菅組
 代表取締役 堤 俊之
4. 契約変更事項 契約金額「157,300,000円」を
 「155,691,800円」とする。